

覚 書

行橋市（以下「甲」という。）と申請者（以下「乙」という。）とは、除草等業者登録名簿への登録に関して、以下の事項について誠実に業務を遂行することを確約し、覚書を締結する。

1. 甲は、行橋市空き地の適正管理に関する条例施行規則（令和6年行橋市規則第6号）に基づき、立竹木の伐採、雑草の除去その他生活環境の整備について、これを業とする者を除草等業者登録名簿に登録する。
2. 除草等業者登録名簿は、市ホームページへの掲載及び紙面により周知する。
3. 乙は、業務が完了したときは、3日以内に発注者へ報告する。
4. 乙は、業務遂行上、発注者とトラブルが発生した場合は、誠実に対応する。
5. 甲は、前項のトラブルに関し、乙に過失があると認めた場合は、乙に対し注意及び指導をすることができる。
6. 乙が、市があっせんするにふさわしくない非行がある場合その他除草等業者登録名簿に登録する資格がないものと認められるときは、甲はいつの時点においても、覚書を解除し、除草等業者登録名簿より乙を削除することができる。
7. この覚書にない事項については、必要に応じ、甲及び乙で協議する。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 行橋市中央1丁目1番1号
行橋市役所
行橋市長 工藤 政宏

乙 行橋市